

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第195号

今回のテーマ「非居住者親族の扶養控除適用」について

国外に居住する親族について扶養控除等を受けようとする場合の確認書類が変更になります。詳しくは、国税庁 HP をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/kokugai/index.htm>

令和5年1月以後に
非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ

令和4年10月
国 税 庁

令和5年1月1日以後に支払を受けるべき給与等の源泉徴収や年末調整に当たって、給与等の支払を受ける居住者の方（あなた）が、非居住者である親族について、扶養控除等（扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除）の適用を受ける場合には、次のとおり、その親族に係る「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」又は「38万円送金書類」を、給与等の支払者に提出し、又は提示する必要があります。

《扶養控除に係る確認書類》

非居住者である親族の年齢等の区分		扶養控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
16歳以上30歳未満又は70歳以上		「親族関係書類」	「送金関係書類」
30歳以上70歳未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」	「送金関係書類」
	② 障害者	「親族関係書類」	「送金関係書類」
	③ あなたからその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	「親族関係書類」	「38万円送金書類」
(上記①～③以外の者)		(扶養控除の対象外)	

【注意】上は資料の一部です。国税庁 HP 掲載の全文を確認ください。

また、国税庁作成 QA はこちらです。↓

「令和5年1月からの国外居住親族に係る扶養控除等 Q & A（源泉所得税関係）」

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0022009-107_02.pdf